規則改正の内容（新旧対照表）

横浜市地域療育センター条例施行規則　　※改正部分のみ記載

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　正　　　後 | 改　　　正　　　前 |
| （定員）第２条　地域療育センター（以下「センター」という。）における児童発達支援センターにおいて行う児童発達支援の定員は、センターごとに90人以内において市長が定める人数とする。 | （定員）第２条　地域療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 施設種別 | 定員 |
| 横浜市東部地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |
| 横浜市中部地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |
| 横浜市西部地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |
| 横浜市南部地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |
| 横浜市北部地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |
| 横浜市戸塚地域療育センター | 児童発達支援センター | 児童発達支援　50人医療型児童発達支援　40人 |

 |

横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則　　※改正部分のみ記載

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　正　　　後 | 改　　　正　　　前 |
| （定員等）第２条　条例第３条第１項第１号から第３号までに規定する施設の定員及び同項第５号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 定員及び病床数 |
| 児童発達支援センター | 児童発達支援　100人以内において市長が定める人数 |
| 　　（　省　　　略　）　　　　　　　　　　　　　 |

 | （定員等）第２条　条例第３条第１項第１号から第３号までに規定する施設の定員及び同項第５号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 定員及び病床数 |
| 児童発達支援センター | 児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。）30人児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。）　30人医療型児童発達支援　 40人 |
| 　　（　省　　　略　）　　　　　　　　　　　　　 |

 |